

## 第 4 6 9 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書について、第 6の 2(1)にいう本件行政文書③及び④を、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当でないので取り消し、当該文書の存否を明らかにしたうえで、改めて、公開又は非公開の決定を行うべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

- 1 令和 6年 3月21日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

〇〇年に〇〇〇市で起きた〇〇〇〇事件の〇〇〇として〇〇〇〇〇〇に〇〇されていた〇〇と●●の婚姻（以下「本件事案」という。）に係る一切の文書等

詳細は以下のとおり

〇〇年に〇〇〇市で起きた〇〇〇〇事件の〇〇〇として〇〇〇〇〇〇に〇〇されていた〇〇と●●の婚姻に係る下記の文書等（電子データ・動画・画像・音声資料等含む）（起案文書、議事録、協議メモ、担当者メモ、電子メール、F A X、電話記録、文書発送簿、契約書類、収入・支出関係書類その他これらに類するもの等を全て含む）

- 1 令和〇年〇月に提出、受理された〇〇と●●の婚姻届（以下「本件請求文書①」という。）
- 2 〇〇の死亡届（以下「本件請求文書②」という。）
- 3 〇〇の埋・火葬許可証（以下「本件請求文書③」という。）
- 4 〇〇と●●の婚姻届を受理する際の審査・処理等の記録（以下「本件請求文書④」という。）
- 5 〇〇と●●の婚姻に関する報道及びそれらへの対応記録（以下「本件

- 請求文書⑤」という。)
- 6 ○○と●●の婚姻に関する取材対応記録（インターネットメディアやフリーライター・ジャーナリスト、ミニコミ誌等を含む）（以下「本件請求文書⑥」という。）
  - 7 ノンフィクションライター□□に関する対応記録（以下「本件請求文書⑦」という。）
  - 8 ノンフィクションライター□□が令和○年○月○日にXに投稿した発言「名古屋市役所に一応確認しましたが、・夫と離婚後、夫の生物学上の血のつながりがある息子と結婚するのはダメ・夫と離婚後、夫の養子になっていた男性と結婚するのはOKということのようです。」に関する対応記録（以下「本件請求文書⑧」という。）
  - 9 ○○と●●の婚姻に関し名古屋市に寄せられた要望、意見、通報、問い合わせ等及びそれらへの対応に係る文書等（名古屋おしえてダイヤルに寄せられたもの、市長ホットラインに寄せられたもの、スポーツ市民局地域振興部住民課に寄せられたもの、その他）（以下「本件請求文書⑨」という。）
  - 10 ○○と●●の婚姻に関する法務省（名古屋法務局、名古屋拘置所、名古屋刑務所等関係機関含む）との連絡調整、照会・通知等に関する一切の文書等（以下「本件請求文書⑩」という。）
  - 11 民法第 731条一第 736条にて定める婚姻禁止規定に関する、法務省（名古屋法務局、名古屋拘置所、名古屋刑務所等関係機関含む）との連絡調整、照会・通知等に関する一切の文書等（以下「本件請求文書⑪」という。）
  - 12 民法第 731条一第 736条にて定める婚姻禁止規定についての解釈・運用に係る文書等（以下「本件請求文書⑫」という。）
  - 13 名古屋市における婚姻届受付業務に係るマニュアル、手順書（それらに類するものを含む）（以下「本件請求文書⑬」という。）
  - 14 婚姻届受付時における、民法第 731条一第 736条にて定める婚姻禁止規定に該当するか否かについての確認方法等について示した文書等、民法第 740条遵守のためのマニュアル等（それらに類するものを含む）（以下「本件請求文書⑭」という。）
  - 15 矯正施設（刑務所、拘置所等）に現に収容されている者に関わる戸籍関係届出（婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、死亡届、出生届等）への対応に係るマニュアル、手順書（それらに類するものを含む）その他関係文書等（以下「本件請求文書⑮」という。）
  - 16 婚姻届受付業務を委託している場合、その委託に関する一切の文書等（委託先業者関連資料、契約書、仕様書、業務マニュアル、入札関係書類等）（以下「本件請求文書⑯」という。）

- 17 本件に係る市役所内（区役所、支所その他関係公所等含む）連絡調整、照会・通知等に関する一切の文書等（以下「本件請求文書⑰」という。）
- 18 本件に係る自治体・官公庁との連絡調整、照会・通知等に関する一切の文書等（以下「本件請求文書⑱」という。）
- 19 本件に係る議員対応（市議会議員、愛知県議会議員、国会議員、その他自治体議員等）及び議会対応に関する一切の文書等（以下「本件請求文書⑲」という。）
- 20 名古屋市における民法第 740条違反事案発生時（疑いを含む）の対応記録等（以下「本件請求文書⑳」という。）
- 21 その他、上記に例示がないものも含め、本件に係る一切の文書等（以下「本件請求文書㉑」という。）  
（本件請求文書⑬及び⑭は、各区役所市民課が保存する最新のもの）

2 実施機関は、本件公開請求に対して、特定すべき文書が複数存在し、それらを所管する課が異なっていることから、以下のとおり所管課ごとに処分を行った。

- (1) 令和 6年 3月28日、実施機関は、本件請求文書⑨について、その存否を明らかにすることにより、条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報を公開することになり、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (2) 同年 4月 2日、実施機関は、本件請求文書⑨について、その存否を明らかにすることにより、条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報を公開することになり、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 同年 3月29日、実施機関は、本件請求文書⑨について、その存否を明らかにすることにより、条例第 7条第 1項第 5号に規定する非公開情報を公開することになり、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (4) 同日、実施機関は、本件請求文書⑪、⑫、⑮及び⑯については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、その余の本件請求文書については、その存否を明らかにすることにより、条例第 7条第 1項第 1号及び同項第 5号に規定する非公開情報を公開することになり、条例第

9条に該当するとして、不存在及び存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(5) 実施機関は、別表 1のとおり一部公開決定（以下これらを「本件処分⑤から⑳」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、同年 4月10日に本件処分①から③について存否応答拒否により非公開とした決定並びに本件処分④のうち本件請求文書⑩及び⑪について請求の対象となる行政文書は存在しないとして非公開とした部分及び存否応答拒否により非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。（以下「本件審査請求①」という。）

4 審査請求人は、同年 5月29日に本件処分⑤から⑳のうち存否応答拒否により非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。（以下「本件審査請求②」という。）

#### 第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を非公開及び一部公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求①について

ア 本件処分①及び②について

本件請求文書⑨について、特定の個人に対する要望、意見、通報、問い合わせ等の内容であり、特定の個人を識別することができるものうち、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当するため、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7条第 1項第 1号に該当する非公開情報を公開することになり、条例第 9条に該当し非公開とする。

イ 本件処分③について

本件請求文書⑨について、市長ホットラインに送付された通報内容は、秘匿が前提であり、公にすることにより今後の通報を妨げる要因となるなど、市長ホットラインに関する事務の公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7条第 1項第 5号に該当する非公開情報を公開することとなり、条例第 9条に該当し非公開とする。

ウ 本件処分④について

(ア) 本件請求文書⑩及び⑪について、業務委託の事実がない等文書不存在であり非公開とする。

(イ) その余の本件請求文書について、特定の個人に係る情報が記載されたものであって、通常他人に知られたいと認められる個人情報等を明かすことになるため、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する非公開情報を公開することとなり、条例第 9 条に該当し非公開とする。

(ウ) また、その余の本件請求文書について、本市に寄せられた質問・通報とその内容、通報内容に対する対応及び通報者の特定につながる情報等については、秘匿が前提であり、公にすることにより今後の質問・通報を妨げる要因となるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する非公開情報を公開することとなり、条例第 9 条に該当し非公開とする。

(2) 本件審査請求②について

ア 本件請求文書③から⑩、⑪のうち連絡調整及び照会に関する文書並びに⑬から⑰について、特定の個人に係る情報が記載されたものであって、婚姻届は届出を行う夫婦の所在地又は本籍地で、埋火葬許可証は死亡届の届出地の市区町村役場が発行し、また死亡届は死亡者の死亡地、本籍地、届出人の所在地のいずれかで届出が行われ、疑義があれば管轄法務局との間で照会等がなされるものであるところ、当該文書の有無を公にすることにより、特定の個人の住所地、本籍地、届出人の住所地等の通常他人に知られたいと認められる個人情報等を明かす、あるいは特定の個人の住所地、本籍地等の絞り込みを容易にすると認められるため、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する非公開情報を公開することとなり、条例第 9 条に該当し非公開とする。

イ また、本市に寄せられた質問・通報とその内容、通報内容に対する対応及び通報者の特定につながる情報等については、秘匿が前提であり、公にすることにより今後の質問・通報を妨げる要因となるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する非公開情報を公開することとなり、条例第 9 条に該当し非公開とする。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求①について

ア 本件処分①及び②について

(ア) 条例第 9 条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることを定めたものである。

(イ) 本件公開請求は、特定の個人を名指しした請求であり、請求の対象となる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件事案に関する実施機関への要望、意見、通報、問い合わせ等の有無が明らかとなる。当該情報は、特定の個人を識別できるものであり、本件事案に関する要望等の事実の有無は通常他人に知られたくない情報であることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号の非公開情報に該当するものである。

したがって、本件公開請求に対して、当該行政文書の有無を答えるだけで、当該情報を公開することになるため、条例第 9 条に該当するものである。

(ウ) 審査請求人は、本件事案が報道で公になっている点、当該個人が〇〇〇であるため裁判において個人情報がある程度公になっている点、及び名古屋市の婚姻届の受付業務における民法（明治29年法律第89号）違反という重大事案である点から、本件事案については特殊性があり、条例第 7 条第 1 項第 1 号には該当せず条例第 8 条で規定する公益上の理由による裁量的公開に該当すると主張している。

しかし、仮に実施機関が請求の対象となる行政文書を保有していたとしても、当該行政文書を公開することによって、当該行政文書を公開しないことにより保護される個人の権利利益を上回るほどの極めて広い社会的・公共的な利益を保護するという特別の必要性があるとは認められないことから、いずれの主張も本件処分①及び②の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 本件処分③について

(ア) 条例第 9 条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることを定めたものである。

(イ) 本件公開請求は、市長ホットラインへの投稿及びその対応に係る文

書等の開示を求めるものであり、請求の対象となる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件事案に関する市長ホットラインへの投稿の有無が明らかとなる。当該情報は、公にすることにより今後の通報を妨げる要因となるなど、市長ホットラインに関する事務の公正または適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号の非公開情報に該当するものである。

したがって、本件公開請求に対して、当該行政文書の有無を答えるだけで、当該情報を公開することになるため、条例第 9 条に該当するものである。

(ウ) 審査請求人は、本件事案が報道で公になっていること、実施機関の主張は実態に反していること、自身が通報した内容は秘匿すべき情報が含まれていないことから、本件処分③が極めて不当であると主張している。

しかし、本件事案そのものは、確かに報道で公になっているが、本件事案にかかる通報の内容については、公になっているものではない。

また、市長ホットラインは、法令違反その他不正な行為を通報いただく制度である。仮に実施機関が請求の対象となる行政文書を保有していたとしても、市長ホットラインに寄せられた通報については、その性質を鑑みても、通報者保護の観点から通報者、内容ともに秘匿が前提である。なお、審査請求人が主張する「市民の声」とは、名古屋市政に関するご意見・ご提案を受け付けるものであり、市長ホットラインとは趣旨の異なる制度である。

したがって、いずれの主張も本件処分③の判断に影響を及ぼすものではない。

ウ 本件処分④について

(ア) 本件請求文書⑪及び⑫は存在しない。

(イ) 条例第 9 条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることを定めたものである。

(ウ) 本件公開請求は、特定の個人を名指しした請求であり、請求の対象となる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件事案に関する実施機関への要望、意見、通報、問い合わせ等の有無が明らかとなる。当該情報は、特定の個人を識別できるものであり、本件事案に

関する要望等の事実の有無は通常他人に知られたくない情報であることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号の非公開情報に該当するものである。

(エ) また、名古屋市に寄せられた質問、通報とその内容、通報内容に対する対応及び通報者の特定につながる情報等については、秘匿が前提であり、公にすることにより今後の質問・通報を妨げる原因になるなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 5 号の非公開情報に該当するものである。

(ウ) したがって、本件公開請求に対して、当該行政文書の有無を答えるだけで、当該情報を公開することになるため、条例第 9 条に該当するものである。

(カ) 審査請求人が、本件事案については特殊性があり、条例第 7 条第 1 項第 1 号には該当せず条例第 8 条で規定する公益上の理由による裁量的公開に該当すると主張している点については、上記ア(ウ)と同様の主張である。

(キ) また、審査請求人は自治体に寄せられた問い合わせ等については、自治体ホームページに掲載する等して積極的に公開していくのが昨今の全国的な流れであり、名古屋市においても「市民の声」についてウェブサイトにて公開する等していることから、「市に寄せられた質問・通報は秘匿が前提」等とする主張は実態に反しており、条例第 7 条第 1 項第 5 号には該当しないと主張している。

しかし、審査請求人の例示する「市民の声」においても、公表されている意見等には個人が特定されるような内容は掲載されていない。

現に、名古屋市公式ウェブサイト上の「市民の声」の利用案内には「公表にあたりましては、個人が特定できることのないよう、個人情報取り扱いには十分注意いたします。」との記述がある。「名古屋市に寄せられた質問・通報とその内容、通報内容に対する対応及び通報者の特定につながる情報等については、秘匿が前提」という主張に何ら反するものではない。

## (2) 本件審査請求②について

上記(1)ウ(イ)から(キ)と同様の主張である。

## 第 5 審査請求人の主張

## 1 審査請求の趣旨

### (1) 本件審査請求①について

本件処分①から④のうち本件請求文書①から⑫及び⑰から⑳について、非公開とした部分に係る決定を取り消すとの決定を求める。

### (2) 本件審査請求②について

本件処分⑤から⑳に係る本件請求文書③から⑩、⑪のうち連絡調整及び照会に関する部分並びに⑰から⑳について、非公開とした部分に係る決定を取り消すとの決定を求める。

## 2 審査請求人が審査請求書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件公開請求に至った経緯

ア 本件公開請求のきっかけは、名古屋市が民法第 740条「婚姻の届出は、その婚姻が第 731条から第 736条まで及び前条第 2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。」に反して〇〇と●●の不適法な婚姻届を受理していた実態が報道により公になったことである。

イ 報道に接し「名古屋市の民法第 740条違反」という重大事案に衝撃を受けた審査請求人は名古屋市に見解等問い合わせたが、具体的な回答を拒否されたため、実態を把握すべく本件公開請求に至ったものである。

### (2) 非公開決定（存否応答拒否）の不当性について（条例第 7条第 1項第 1号関係）

ア 一般的な婚姻に係る文書ではなく、報道で公になっている（しかも〇〇、●●が自ら積極的に取材に応じる等して公にしている）事案であること、〇〇、●●は〇〇〇〇であるため裁判において個人情報がある程度公になっていること、名古屋市の民法第 740条違反という重大事案であること、といった特殊性があり、存否応答拒否は違法不当というほかない。

イ 本件事案の文書等に限っていえば条例第 7条第 1項第 1号には該当せず、むしろ第 8条に該当することは明白であり、当然公開すべきものである。

ウ ましてや、取材対応や報道対応、問い合わせ対応等に関する文書等まで条例第 7条第 1項第 1号該当として存否応答拒否するというのは極め

て不当である。名古屋市の法令違反、法令解釈誤認が広く報道されるという事態が生じている以上、名古屋市として厳正な対処が必要なはずである。戸籍事務という市の基本かつ重要業務における重大な法令違反なのであるから、市民等に対して説明責任を果たす必要がある。

しかし自ら説明責任を果たすどころか、問い合わせを受けても回答を拒否し、ひたすらに事態の隠蔽を図ろうとする名古屋市の姿勢は著しく遵法精神に欠けているといわざるを得ない。本来であれば行政文書公開請求等待つまでもなく自ら積極的に公開すべき情報であり、当然開示すべきである。

エ なお、本件事案に関しては、審査請求人も行政文書公開請求に先立ち「名古屋おしえてダイヤル」にて問い合わせを行っているが、その本文内容は報道に基づき名古屋市の見解を問うものであって、秘匿すべき情報は一切含まれていない。公開しても全く問題のないものであって、これらにつき存否すら応答を拒否する市の対応は極めて不当である。

(3) 非公開決定（存否応答拒否）の不当性について（条例第 7 条第 1 項第 5 号関係）

ア 本件事案については名古屋市の法令違反、法令解釈誤認が広く報道される事態となっている。報道で公になっている事案である以上、今更隠蔽を図る必要などない。むしろ積極的に情報を公開し市として説明責任を果たすべきであり、存否応答拒否をする市の対応は極めて不当である。

イ そもそも自治体に寄せられた問い合わせ等については、自治体ホームページに掲載する等して積極的に公開していくのが昨今の全国的な流れである。名古屋市においても「市民の声」についてホームページにて公開する等しているのだから、「市に寄せられた質問・通報は秘匿が前提」等という市側の主張は実態に反しており、虚偽というほかない。

ウ なお、本件事案に関しては、審査請求人も本件公開請求に先立ち「市長ホットライン」や電子メールにて通報や問い合わせを行っているが、その本文内容は報道に基づき名古屋市の対応を求めるものであって、秘匿すべき情報は一切含まれていない。公開しても全く問題のないものであって、これらにつき存否応答拒否する名古屋市の対応は極めて不当である。

(4) 非公開決定（不存在）の不当性について

本件事案に関しては、広く報道され注目を集めている重大事案であるう

え、審査請求人が「名古屋おしえてダイヤル」の指示に従い名古屋法務局に問い合わせる等もしていることから、法務局等と名古屋市との間に何らの連絡調整も行われていないとは到底考えられない。

また、本件に限らず、そもそも婚姻届受付業務に関連して婚姻禁止規定に係る照会・通知や解釈・運用に係る文書等が一切存在しない等ということとはあり得ない。不存在という市の主張は極めて不当である。

(5) 審査請求人は名古屋市に条例第 1条の趣旨を再確認し、しっかりとした情報公開を行うことを強く求めるものである。

3 上記 2に加え、審査請求人が反論意見書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関の上記第 4の 2(1) ア(ウ) 及びウ(エ) の主張について

ア 本件事案は「名古屋市の民法第 740条違反」という、戸籍実務に係る重大事案に関するものである。それを「極めて広い社会的・公共的な利益を保護するという特別の必要性があるとは認められない」等と言いつのは、日本国民の基礎をなす戸籍制度を蔑ろにするものであり、戸籍実務を所管する基礎自治体として極めて不当、無責任と言う他ない。

イ また、本件事案に関しては、〇〇が他界した現在、当事者は●●ただ 1人であり、個人の権利利益というなら、●●が納得しさえすれば良い話である。そもそも、不適法な婚姻届を受理してしまったことについては、名古屋市として何よりもまず●●本人に丁寧な説明を行うべきものであり、また、情報公開についても、●●本人にその必要性等を丁寧に説明し理解を得るべきものである。そして、自ら積極的にメディアの取材に応じていること等からして、●●が情報公開を強く拒むとは考え難い。名古屋市側は個人の権利利益を言い訳にひたすら情報公開を拒み続けているが、これは●●ひとりにいわれなき責任を押し付けるものであり、名古屋市のこのような責任逃れの態度は極めて不当と言わざるを得ないものである。

ウ なお、仮に●●が情報公開を拒んだとしても、本件については事案の重大性に鑑み、条例第 8条の規定に基づき当然公開すべきものである。

(2) 実施機関の上記第 4の 2(1) ウ(オ) の主張について

本件事案については、報道にて公になっているものである。名古屋市の事務に関する報道に関連して、名古屋市に問い合わせや取材等があったかどうかという事実関係自体には個人情報とは関係ない。問い合わせ等の内容

によっては本文の一部を非公開対応することはあり得るかもしれないが、報道記事に関する問い合わせ等の存否自体まで個人情報と言いつつに回答拒否するのは極めて不当であり、弁明の体を成していない。

(3) 実施機関の上記第 4の 2(1) イ(ウ) の主張について

審査請求人が市長ホットラインに通報した内容に関しては、秘匿する必要のないものであることは明白であり、公開が当然である。また、市長ホットライン全般に関しても、通報内容等の秘匿の必要性については個々に判断されて然るべきものであり、一律に秘匿とすべきものではない。特に本件事案については、名古屋市の不適法な事務が報道にて公となった案件なのであるから、そのことについて市長ホットラインに通報が寄せられるのは自然・当然であり、通報があった事実を殊更に隠す必然性はない。通報内容によっては本文の一部を非公開対応することはあり得るかもしれないが、通報の存否自体まで回答拒否するのは極めて不当である。

(4) 本件公開請求にて唯一公開された資料である、法務省研修資料を見ると、ごく基本的な事柄しか書かれていないことが分かる。名古屋市の戸籍事務所管部署の職員らが用いる業務マニュアルに該当するものが本当にこれしかないということなのであれば、そもそも名古屋市職員らは〇〇、●●の婚姻事例のようなレアケースに対応するスキルを有しておらず、また、名古屋市としてそのようなスキルを持った職員を組織的に育成するといったことも行われていないのではないかと推察される。

4 上記 2及び 3に加え、審査請求人が口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 日本の婚姻制度、戸籍制度の根幹にかかわる事例であり、名古屋市が確認せずに近親婚となる婚姻届を受理しているようであれば、社会的影響を与えることであり、極めて公益性が高い。名古屋市のような大都市で近親婚となる婚姻届の受理が行われている場合、全国で同じ状況があることが想定され日本全体の問題である。まともにチェックされない状態で近親婚の婚姻届を受け付けているのであれば、将来同性婚が認められた際に近親婚禁止規定により婚姻ができなくなることを不安に思い養子縁組をしない当事者にとって納得いかない。

(2) 近親婚は民法で禁じられているが、役場の窓口で厳密なチェック体制を取ることは実務上かなり難しい状態にあると知り、それが放置されていることは問題であると考えます。

- (3) 本件公開請求は単なる好奇心で個人情報を知りたいという意図ではなく、法律で禁止されている近親婚が公的機関に受理されている状況を明らかにした上で、近親婚や同性婚の法律について国民的な議論をすべきと考える。
- (4) 本件請求文書⑪から⑯の請求は、特定の個人に対する請求ではなく、名古屋市全体の戸籍事務の体制を知りたいという趣旨である。特定の個人のプライバシーを知りたいというものではない。

## 第 6 審査会の判断

### 1 本件処分④について

(1) 本件処分④の決定通知書の記載は上記第 4の 1(1) ウのとおりであり、存否応答拒否による非公開決定を行ったその余の部分が不明瞭であったため、当審査会が実施機関に確認したところ、本件請求文書③から⑩及び⑰から⑳に関する決定であるとのことであった。

(2) 本件請求文書①及び②については、上記第 3の 2(5) のとおり本件処分⑤から⑳において決定がされていることや、本件処分④を行ったスポーツ市民局住民課（以下「住民課」という。）では本件請求文書①及び②に係る届の受付等に関する業務を行っていないことから、上記(1)の実施機関の説明は不合理とまではいえない。

なお、本件請求文書⑬及び⑭については、各区役所市民課（以下「区市民課」という。）が保存する最新のものに係る請求であり、本件処分⑤から⑳を行った区市民課で決定を行った。

(3) 以上のことから、本件処分④のその余の部分については、上記(1)の実施機関の説明のとおり解することとする。

### 2 争点

以下の 3点が争点となっている。

(1) 本件処分①及び②に係る行政文書（以下「本件行政文書①」という。）、本件処分④から⑳のうち本件請求文書③から⑩、⑰から⑱及び㉑に係る行政文書（以下「本件行政文書②」という。）、本件処分⑤から⑳のうち本件請求文書⑪における連絡調整及び照会に関する行政文書（以下「本件行政文書③」という。）並びに本件処分④から⑳のうち本件請求文書⑳に係る行政文書（以下「本件行政文書④」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報を公開することとなるか否か。（以下「争点①」という。）

(2) 本件行政文書②から④及び本件処分③に係る行政文書（以下「本件行政文書⑤」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する非公開情報を公開することとなるか否か。（以下「争点②」という。）

(3) 本件処分④に係る本件請求文書⑩及び⑪（以下「本件行政文書⑥」という。）を不存在とした決定が妥当か否か。（以下「争点③」という。）

### 3 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 4 争点①及び②の条例第 9 条該当性について

公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、当該個人のプライバシーに最大限配慮しながらも、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

本条を適用するためには、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報を公にすることになることが求められる。

### 5 争点①の妥当性について

(1) 実施機関は、本件公開請求に対しては、本件行政文書①から④の有無を答えることで、条例第 7 条第 1 項第 1 号で規定する非公開情報を公開することになると主張することから、以下検討する。

(2) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと

認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件行政文書①及び②について

ア 本件公開請求書の記載内容から、本件行政文書①及び②は、特定の個人の婚姻に関連する文書であると認められることから、本件行政文書①及び②が存在するか否かを明らかにした場合、特定の個人の婚姻の有無が明らかになる。

イ 特定の個人の婚姻の有無は、当該個人のプライバシーに関する情報であって、当該個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

ウ 審査請求人は上記第 5の 2(2) アのとおり主張しているが、通常他人に知られたいと認められる情報とは、一般人の感受性を基準として、他人に公開されることを欲しないであろうと認められる情報をいうと解されることから、本件事案の個別的事情が判断に影響を及ぼすものではない。

エ したがって、本件行政文書①及び②が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 1号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められる。

(4) 本件行政文書③及び④について

ア 本件行政文書③は、民法で定める婚姻禁止規定に関する法務省との連絡調整及び照会に関する文書、本件行政文書④は、名古屋市における民法第 740条違反事案発生時の対応記録に関する文書と解される。

イ 実施機関は、上記第 4の 1(2) アのとおり、特定の個人に係る情報が記載された文書であり、当該行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7条第 1項第 1号に該当する非公開情報を公開することとなり、条例第 9条に該当すると主張している。

ウ 一方で、審査請求人は、上記第 5の 2(12) のとおり、本件請求文書①は、特定の個人に対する請求ではなく、名古屋市全体の戸籍事務の体制を知りたいという趣旨であると主張している。

エ 上記ウを踏まえると、審査請求人は、特定の個人に係る婚姻禁止規定に関する法務省との連絡調整及び照会ではなく、名古屋市と法務省との間で行われた婚姻禁止規定に関する連絡調整及び照会に関する文書を請求したと解することが相当であると認められる。

オ また、本件請求文書⑳も同様に、特定の個人に係る民法第 740 条違反事案に係る対応記録ではなく、名古屋市における同条違反発生時の対応記録を請求したと解することが相当であると認められる。

カ したがって、本件行政文書③及び④が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報を公開することとなるものとは認められない。

(5) 条例第 8 条の適用について

審査請求人は、本件行政文書①から④について、条例第 8 条で規定する公益上の理由による裁量的公開に該当すると主張している。上記(4)カのとおり、本件行政文書③及び④を条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではないため、本件行政文書①及び②を非公開とした決定が条例第 8 条に該当するか、以下検討する。

ア 条例第 8 条は、実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる旨規定しており、これは、当該行政文書に非公開情報が記録されていても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができる旨定めたものである。

そして、同条の解釈にあたっては、本件行政文書①及び②を公開することによって、当該行政文書を公開しないことにより保護される個人の権利利益を上回るほどの極めて広い社会的・公共的な利益を保護するという特別かつ高度な必要性が求められる。

イ 婚姻の有無は個人の人格に関わる情報であり、慎重な配慮が求められるものであるところ、本件事案については、審査請求人が主張するような民法上の違反の事実が明確となっているわけではなく、本件行政文書①及び②を公開しないことにより保護される個人の権利利益を上回るほどの極めて広い社会的・公共的な利益を保護するという特別の必要性があるとまでは認められない。

ウ したがって、実施機関が仮に本件行政文書①及び②を保有していたとしても、条例第 8 条の規定により当該行政文書を裁量的に公開しないことが不合理であるとはいえない。

#### 6 争点②の妥当性について

実施機関は、本件公開請求に対しては、本件行政文書③から⑤の有無を答えることで、条例第 7 条第 1 項第 5 号で規定する非公開情報を公開することになると主張することから、以下検討する。

なお、実施機関は本件行政文書②についても、存在するか否かを答えるだけで、同号の非公開情報を公開することになると主張するが、上記 5(3) エのとおり、同項第 1 号に該当すると認められるため、重ねて判断しない。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 5 号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較考慮し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

#### (2) 本件行政文書③及び④について

本件行政文書③及び④は、上記 5(4) エ及びオのとおり、特定の個人に係る文書を請求したと解することは相当ではないと認められることから、本件行政文書③及び④が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する非公開情報を公開することとなるものとは認められない。

#### (3) 本件行政文書⑤について

ア 本件行政文書⑤は、本件公開請求書の記載内容から、本件事案に係る市長ホットラインへの投稿及びその対応に係る文書であると認められることから、本件行政文書⑤が存在するか否かを明らかにした場合、本件事案に関する市長ホットラインへの投稿の有無が明らかになる。

なお、市長ホットラインとは、名古屋市の業務に係る法令違反その他不正な行為について情報を受ける制度である。

イ 市長ホットラインは、法令違反その他不正な行為について通報する制度であるとの性質に鑑みると、上記第 4 の 2(1) イ(ウ) の通報者保護の観点から通報者、内容ともに秘匿が前提であるとの実施機関の主張は不合理であるとはいえず、通報の有無が公になると、今後の名古屋市への通報を妨げる要因となるなど、市長ホットラインに関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、本件行政文書⑤が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められる。

## 7 争点③について

(1) 本件行政文書⑥は、民法で定める婚姻禁止規定に関する法務省との連絡調整、照会、通知等の文書及び解釈・運用に係る文書であり、当該行政文書は戸籍事務に関する文書であると解される。

(2) 名古屋市の戸籍事務について

当審査会が実施機関に確認したところ、戸籍事務については以下のとおりであった。

ア 戸籍法（昭和22年法律第 224号）第 1 条第 1 項において、戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌すると規定されており、同条第 2 項において、前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とすると規定されている。

また、戸籍法第 4 条において、市、市長及び市役所に関する規定は、自治法第 252 条の19 第 1 項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の区役所にこれを準用すると規定されている。

イ 自治法第 2 条第 9 項第 1 号は、法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものと規定されている。

ウ 以上のことから、名古屋市において戸籍事務は戸籍法に基づき第一号法定受託事務として区市民課が行っている。

(3) 実施機関によると、戸籍事務に関して疑義が生じたときは、区市民課から名古屋法務局に直接問合せ等をしており、戸籍事務に関する本庁所管課である住民課では戸籍に関する届の受付等の事務を行っていないことから、婚姻禁止規定に関する名古屋法務局との連絡調整及び照会を行っておらず、また、名古屋法務局をはじめとした法務省から婚姻禁止規定に関する通知

等は受領しておらず、本件請求文書⑩は存在しないとのことであった。

(4) また、区市民課は戸籍事務の受付業務の際、戸籍法をはじめとした関係法令、戸籍法に関連した書籍及び名古屋法務局研修資料を参照し事務を行っており、区市民課において本件請求文書⑫は作成又は取得しておらず、戸籍に関する届の受付等の事務を行わない住民課においても、本件請求文書⑫を作成又は取得しておらず、事実として存在しないとのことであった。

(5) 上記(2) から(4) の事情を踏まえると、本件行政文書⑥は存在しないとする実施機関の主張に不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4から 7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 7 審査会からの付言

条例第13条第 1項が規定する、行政文書の全部又は一部を公開しないときの理由提示の趣旨は、実施機関の非公開決定における慎重かつ合理的な判断を確保すること及び非公開の理由を請求者に知らせることである。このため、非公開の理由は明確に示さなければならないところ、本件処分④における実施機関の理由提示は、「その余の請求にかかる文書は、名古屋市情報公開条例第 9条（存否応答拒否）に該当し、当該行政文書の存否を明らかにすることが以下の非公開情報を公開することとなるため、非公開とします。」とされており、その余の請求に係る文書が何を指すのかについて、本件決定通知書の記載から読み取れる内容と実施機関の説明内容に齟齬が認められるものであった。

実施機関においては、今後、全部又は一部を公開しないときの理由提示について、条例の趣旨を十分に踏まえ、適切に記載をするよう要望する。

## 第 8 審査会の処理経過

### 1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①について

年 月 日	内 容
令和 6年 4月19日	諮問書の受理

5月22日	弁明書の受理
6月 6日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②について

年 月 日	内 容
令和 6年 6月19日	諮問書の受理
6月28日	弁明書の受理
7月12日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 7年 5月23日 (第85回第 2小委員会)	調査審議
令和 7年 6月27日 (第86回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第86回第 2小委員会)	調査審議
7月25日 (第87回第 2小委員会)	調査審議
8月22日 (第88回第 2小委員会)	調査審議
9月 3日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里

別表 1

本件処分⑤から⑳について

本件処分	一部公開決定日 (令和 6年)	特定した行政文書	非公開とした情報及び非公開事由
⑤	4月10日	本件請求文書⑬及び⑭について ・令和 5年度市区町村戸籍事務従事職員初級者研修資料【婚姻・離婚】 ・令和 5年度市区町村戸籍事務従事職員中級者研修資料【婚姻・離婚】 (以下これらを「名古屋法務局研修資料」という。)	本件請求文書①及び②について ・行政文書公開請求の対象外による却下とする。  本件請求文書⑩のうち連絡調整及び照会に関する文書以外の文書、⑫、⑮及び⑯について ・文書不存在による非公開とする。  本件請求文書③から⑩、⑪のうち連絡調整及び照会に関する文書並びに⑰から⑱について ・その存否を明らかにすることにより、条例第 7条第 1項第 1号及び同項第 5号に規定する非公開情報を公開することになり、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開とする。
⑥	4月12日		
⑦	4月25日		
⑧	4月25日		
⑨	4月25日		
⑩	4月25日		
⑪	4月25日		
⑫	4月25日		
⑬	4月25日		
⑭	4月25日		
⑮	4月25日		
⑯	4月25日		
⑰	4月25日		
⑱	4月25日		
⑳	4月25日		

別表 2

本件請求 文書	本件処分①	本件処分②	本件処分③	本件処分④	本件処分⑤から⑩
	本件審査請求①				本件審査請求②
①	—	—	—	—	—
②				本件行政文書②	
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨	本件行政文書①		本件行政文書⑤		
⑩	—	—	—	本件行政文書⑥	本件行政文書③
⑪のうち 連絡調整 及び照会 に関する 文書					
⑪のうち 通知等に 関する文 書					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑲					
⑳					
㉑					